

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年11月22日（木）

担当課：市民経済部 市民活動課

件 名：NPO法人の指定について

提出理由：NPO法人の活動を支援するため、NPO法人を指定する制度を導入するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- 平成20年度の税制改正で、所得税の控除対象となる寄付金のうち、地方公共団体が条例で定めたものについて、県民税、市民税の控除対象とすることが可能となった。
- これを受けて、本市では、平成20年12月に、国税庁長官が認定したNPO法人（以下「認定NPO法人」という。）への寄付金を、市民税の税額控除対象とする市税条例の改正を行った。
- 平成23年度の税制改正で、地方公共団体が条例で指定するNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）への寄付金が、県民税、市民税の税額控除の対象となる旨が定められた。
- 今回の税額控除を適用するためには、地方公共団体の条例で指定NPO法人の名称等および寄付金に関する事項を定める必要がある。

2. 規則・条例制定の考え方

- 地域や社会の課題解決の担い手であるNPO法人が寄付を受けやすくなる環境を整備することによって、NPO法人の活動を支援する。
- そのため、本市においては、まず規則で指定NPO法人に係る資格、手続等を定め、次に規則を満たすNPO法人の申出があった場合に、市税条例の一部改正を行うこととする。
- 指定NPO法人の申出に際して、手続きの負担を軽減するため、申出の資格や書類については、県の基本的な考え方や様式を踏襲する。

3. 指定NPO法人制度の概要

(1) 指定NPO法人の申出の資格

- NPO法人の指定に際して、県では、NPO法人の事業活動を把握し、地域での公益性等を審査している。
- その審査段階において、県から市へ意見照会があり、回答を通じて市の意見が反映される。

- これらを踏まえ、指定NPO法人の申出の資格を以下のとおり規則で定める。

県の指定NPO法人、又は、指定のための手続中にあるNPO法人で、次のいずれかに該当するもの

- a 大和市内に事務所又は事業所を有するもの
- b その他市長が特に市民の福祉の増進に寄与すると認めるもの

(2) 期待される主な効果

- 指定NPO法人となることで、社会からの認知度や信用度が高まる。
 - 指定NPO法人へ寄付した市民は、2,000円を超過した分について、県民税(4%)、市民税(6%)合わせて10%の税額控除が受けられるようになり、寄付が促進される。
 - 指定NPO法人は、認定NPO法人へ移行する要件のひとつである※PSTが免除される。
 - 以上の支援等により、NPO法人を取り巻く環境を改善していくことで、NPO法人の活動が一層促進することなどが期待される。
- ※PSTとは、法人が広く市民からの支援を受けているかを示す指標。

4. 指定までの流れ

(1) 申出受付（毎年7月1日～30日）

NPO法人が市に申出を行う。

(2) 規則を満たしているか審査する。

(3) NPO法人を指定する。（毎年12月）

規則を満たすNPO法人がある場合、市税条例別表でNPO法人を指定する。

なお、指定NPO法人に関する項目を条例に初めて記載する際には、寄附金税額控除の対象となる条文を追記する必要がある。

5. 県内各市の動向

9月時点で 制度導入済	政令市、横須賀市、三浦市 藤沢市
検討中	厚木市、茅ヶ崎市、平塚市 鎌倉市、南足柄市、大和市

経 過

- H20.12 市民税の寄附金控除対象に認定NPO法人に対する寄付金等を追加
- H23. 6 税制改正関連法・NPO法改正
- H24. 2 指定NPO法人県条例施行

今後の予定

- H24.12 規則制定
- H25. 2～6 広報・説明会・事前相談
- H25. 7 申出受付
- H25.12 議案上程（規則を満たす申出があった場合）